

令和4年度 事業者集団指導

指導事例を踏まえた留意事項 (障害福祉サービス等)

石川県健康福祉部厚生政策課指導監査グループ

目 次

1. 指導監査とは 1
2. 人員基準に関する指導事例から 2
3. 運営基準に関する指導事例から 6
4. 変更の届け出について 22
5. 請求に関する指導事例から 24
6. 虐待等に関する指導事例から 26
7. 業務管理体制検査について 31

1. 指導監査とは

指導監査は、大きく分けて「指導」と「監査」の2つに分類されます。

指導は、さらに「集団指導」と「実地指導」に分類されます。

集団指導	県又は市町が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。 ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合 ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合
実地指導	県又は市町が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。 ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合 ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合
監査	下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。 (1) 要確認情報 ① 通報・苦情・相談等に基づく情報 ② 市町、相談支援事業等へ寄せられる苦情 ③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者 (2) 実地指導において確認した情報 指導を行った市町又は県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等 ※(実地指導から) 監査への変更 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに(省略) 監査を行うことができる。 ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 ② 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合 (3) 指導の拒否への対応 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には、監査を行うことができる。

※「平成26年1月23日 障発0123第2号 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」
「石川県障害福祉サービス事業者等指導監査要綱」

障害者総合支援法第11条第2項（自立支援給付対象サービス等に関する調査等）

(省略) 県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用する者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

障害者総合支援法第48条第1項（報告等）

(省略) 県知事(省略)は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2. 人員基準に関する指導事例から

① サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）について（療養介護等）

- ・常勤かつ専従のサービス管理責任者を1以上配置すること。

→実地指導での事例・・・サービス管理責任者が他の職務と兼務しており、専従の要件を満たしていなかった。

サービス管理責任者と他の職務との兼務は原則認められません。

※以下の場合を除く。

- ・宿泊型自立訓練、自立生活援助、就労定着支援若しくは共同生活援助のサービス管理責任者と他事業のサービス管理責任者を兼務する場合
- ・多機能型事業所間でのサービス管理責任者を兼務する場合

【平24県規則第61号第9条】

条例第51条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

四 サービス管理責任者

員数は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

5 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

【平18障発第1206001号第4の1(6)】

サービス管理責任者と他の職務との兼務について

指定療養介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならない、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。

※療養介護の基準を例示（児童発達支援管理責任者についても同様の規定）

【平18障発第1206001号第16の1(2)】

サービス管理責任者の員数の特例（基準第215条第2項）

多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、

① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は1人以上

② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上 とすること。

② 障害児通所支援事業所の人員について(児童発達、放課後デイ)

- ・ サービス提供を行う時間帯を通じて、専従の児童指導員又は保育士を日々の実利用児数に応じた必要な員数以上配置すること。(要件(5ページ)を満たしていない無資格職員は含まない)

→実地指導での事例・・・基準上配置すべき児童指導員又は保育士の員数を満たしていなかった。
無資格職員を児童指導員又は保育士の員数として配置していた。

【平24県規則第59号第2条】

条例第六条第一項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士

指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯(※1)を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数は、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数以上とすること。

イ 障害児の数(※2)が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

4 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(※1) 提供を行う時間帯：運営規程に定める運営時間(サービス提供時間)

(※2) 障害児の数：定員ではなく実利用児数(日々の利用者数に応じて必要な従業者数が変わってくる)

※ 児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる場合を除く)の基準を例示

● 人員基準を満たしていない場合

◎サービス提供職員の欠如

1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消された月までの間

・減算適用1月目～2月目 所定単位数の70%を算定

・減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

◎サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の欠如

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消された月までの間

・減算適用1月目～4月目 所定単位数の70%を算定

・減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

＜障害児通所支援事業所の従業者配置例（児童発達支援センターを除く）＞

月～金営業の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所（多機能型事業所）の場合

定員：10名 サービス提供時間：9時～18時

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金
			勤務時間				
管理者兼児童発達支援管理責任者	A	常勤	9～18	9～18	9～18	9～18	9～18
児童指導員	B	常勤	9～18	9～18	9～18	9～18	9～18
児童指導員	C	非常勤		9～18	9～12	9～18	9～18
保育士	D	非常勤	10～14	10～14	10～14	10～14	10～14
無資格職員	E	非常勤	9～18				
利用児童数			8人	10人	9人	10人	11人
判定			×	○	×	○	×

＜確認事項＞

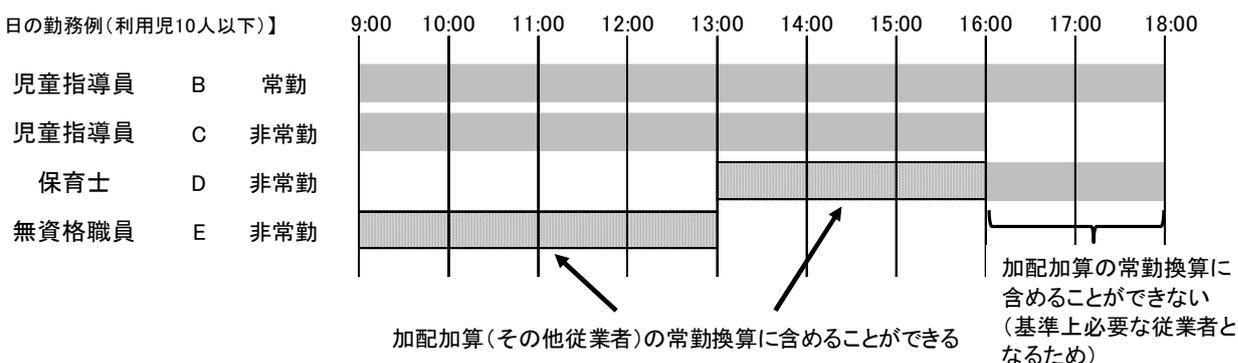
- ① 提供時間帯を通じて児童指導員又は保育士が2名以上配置されているか ⇒ 月・水・金曜日は×
 →月曜日は2名のうち1名が無資格職員となっている時間帯が生じている
 水曜日は提供時間帯に従業者1名で対応する時間帯(14時から18時)が生じている
 金曜日は実利用児童数に応じた従業者の配置がなされていない
 (11名受け入れる場合(※)は提供時間帯を通じて3名の従業者が必要)
 ※ 災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合に限り定員を超えてのサービス提供が可能
- ② 児童指導員又は保育士のうち1名以上は常勤であるか ⇒ ○
- ③ 看護職員や機能訓練指導員等を配置する場合は半数以上は児童指導員又は保育士であることを確認すること

※ 児童指導員等加配加算を算定する場合について

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、人員基準上必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて加算が算定できます。

要件のひとつとして、必要となる従業者に加え常勤換算で1名以上の加配職員を配置する必要がありますが、常勤換算に含むことができる時間数の算定にあたっては、人員基準上必要な従業者として勤務している時間は含まれませんのでご注意ください。例えば、下図の保育士Dの勤務時間のうち、16時～18時までは加配加算を算定する上での常勤換算の勤務時間数に含めることはできません。

【1日の勤務例(利用児10人以下)】



児童指導員 要件

※「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(厚労省令63号)

	要件
①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	下記a～dのいずれかの要件を満たし、かつ2年以上児童福祉事業に従事したもの a. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 b. 学校教育法の規定により大学への入学を認められた者 c. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) d. 文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
⑨	学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
⑩	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの(従事した年数については、以前雇用されていた法人から交付される実務経験証明書等で確認すること。)

(※)令和5年度より、障害福祉サービス経験者は、基準上配置すべき人員としては認められなくなります。障害福祉サービス経験者を配置している事業所は、今一度、勤務体制の見直しをお願いします。

3. 運営基準に関する指導事例から

運営基準に関する指導事例は、重要事項説明書・利用契約書・運営規程といった書類上の不備をはじめ、個別支援計画及びそれに付随する業務といったサービス内容に直結する不備まで多岐に渡ります。

① 重要事項説明書について（全事業共通）

- ・従業者の員数について実態に合わせて修正すること。
- ・利用料金に係る記載について実態に合わせて修正すること。
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載すること。
→実地指導での事例・・・記載必要項目が抜けている。
記載必要項目が実態と異なっている。

従業者の員数等について変更があった場合に重要事項説明書への反映が漏れており、現状と異なっている事例も見受けられます。重要事項説明書と実態が異なっていないか随時、見直しをお願いします。

なお、従業者数の変更の都度修正することは、事務が煩雑になることから

サービス管理責任者：1名以上 生活支援員：5名以上 看護職員：3名以上・・・

といった記載も認められます。

ただし、その場合は基準上配置すべき人員や各種加算の算定要件を満たす人員を配置していることが明確にわかる記載をお願いします。

また、重要事項説明書中に第三者評価の実施状況についての記載漏れが多く見受けられます。実施していない場合も「実施無」として記載が必要なのでご注意ください。

【平18障発第1206001号第3の3（1）】

内容及び手続の説明及び同意

指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

※ 居宅介護の基準を例示

② 利用契約書について（全事業共通）

- ・利用者に対し提供するサービス種別を明確にすること。
- ・サービスの提供開始年月日を漏れなく記載すること。
- ・契約期間を、受給者証に記載されている認定有効期間内とすること。

→実地指導での事例・・・記載必要項目が抜けている。

複数のサービスで共通様式の契約書を使用していたが、
どのサービスの契約を結んだのかが明確になっていない。

(例)

[契約したサービスが明確でない利用契約書]

[契約したサービスが明確な利用契約書]

石川県福祉会
児童発達支援・放課後等デイサービス 利用契約書

_____ (以下利用者)は石川県福祉会(以下事業者)の提供する指定児童発達支援・放課後等デイサービスについて、次のとおり契約します。

第1条 この契約は・・・

石川県福祉会
児童発達支援・放課後等デイサービス 利用契約書

_____ (以下利用者)は石川県福祉会(以下事業者)の提供する(指定児童発達支援・ 放課後等デイサービス)について、次のとおり契約します。

第1条 この契約は・・・

【平18障発第1206001号第3の3(1)】

内容及び手続の説明及び同意

利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法第77条第1項の規定に基づき

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容
- ③ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定居宅介護の提供開始年月日
- ⑤ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。

※ 居宅介護の基準を例示

③ 契約支給量の報告について（全事業共通 ※共同生活援助、障害児入所支援は除く）

- ・サービスの利用に係る契約をしたとき及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項その他の必要事項を市町に対し遅滞なく報告すること。

→実地指導での事例・・・報告を行っていなかった。

【平24条例第53号第11条】

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

※ 居宅介護の基準を例示

④ 運営規程について（全事業共通）

- ・従業員の勤務体制に係る記載について、実態に合わせて修正し、県に届け出ること。
- ・営業日及び営業時間に係る記載について、実態に合わせて修正し、県に届け出ること。
- ・利用料に係る記載について、実態に合わせて修正し県に届け出ること。
- ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載し、県に届け出ること。

→実地指導での事例・・・記載必要項目が実態と異なっている、または、記載がない。

運営規程を変更する場合は県への届け出が必要です。

※事業ごとに記載が必要な項目は下記参照

【法規則第三十四条の二十三】

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

※ 第七号が運営規程

居宅介護の基準を例示

<運営規程に記載が必要な項目>

事業種類	必要項目
居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨
療養介護	①・②・④・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫
生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援B型	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫
短期入所	①・②・④・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫
重度障害者等包括支援	①・②・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩
就労継続支援A型	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬
就労定着支援 自立生活援助	①・②・③・④・⑤・⑦・⑧・⑨
共同生活援助 （外部サービス利用型除く）	①・②・④※・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫ ※体験利用を提供する際は、その旨明記すること
共同生活援助 （外部サービス利用型）	①・②・④※・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑭ ※体験利用を提供する際は、その旨明記すること

障害者支援施設	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑪・⑫・⑮・⑯ ※③及び⑤は昼間実施サービスに係るもの
地域移行支援 地域定着支援	①・②・③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑰
児童発達支援 放課後等デイサービス	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫
医療型児童発達支援	①・②・③・④・⑤・⑥・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	①・②・③・④・⑤・⑥・⑧・⑨・⑪
障害児入所施設	①・②・④・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定障害福祉サービス等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
(事業の主たる対象とする利用者)
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨ その他運営に関する重要事項
- ⑩ 利用定員・入居定員(提供できる利用者の数)
- ⑪ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑫ 非常災害対策
- ⑬ 指定障害福祉サービス等の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- ⑭ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- ⑮ 提供する施設障害福祉サービスの種類
- ⑯ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- ⑰ 指定障害福祉サービス等の提供方法及び内容並びに給付決定障害者から受領する費用及びその額

※障害福祉サービス等・・・障害福祉サービス、障害者支援施設、地域相談支援、
障害児通所支援、障害児入所施設等

※支給決定障害者等・・・支給決定障害者、通所給付決定保護者、入所給付決定保護者等

⑤ 介護給付費等の額の通知について（全事業共通）

- ・法定代理受領により市町から介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、介護給付費等の額を通知すること。
→実地指導での事例・・・給付費の支給を受けた際に、その額を利用者に対して通知していなかった。

各月の介護給付費等について利用者に代理して国民健康保険団体連合会（国保連）から受領した場合、利用者に対して「あなたに代わって、当月はこれだけの額の給付を受領しました」という通知を交付することが必要です。

【平24条例第53号第24条第1項】

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

※ 居宅介護の基準を例示

⑥ 利用者負担額等の受領について（全事業共通）

- ・食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。
 - ・送迎加算を算定している場合において、送迎に係る費用を利用者から徴収する場合は、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える範囲内であることを明確にすること。
 - ・利用者から共益費として料金を徴収しているが、あいまいな名目の費用の徴収は認められないため、内訳を明確にすること。
- 実地指導での事例・・・食事の提供に要する費用から控除すべき食事提供体制加算を控除せずに利用者から食費を徴収していた(※1)。
送迎に係る燃料費等の実費が送迎加算の額を超えた金額かどうかの検証がされていなかった。(※2)
日常生活費や維持管理費等を共益費というあいまいな名目で徴収していた。(※3)

※1 不適切な食事代の徴収例

食事代600円（内訳：人件費350円、食材料費250円）にも関わらず、
食事提供体制加算を算定している利用者から食事代として300円を徴収していた

- ① 食事提供体制加算300円を人件費に充当
- ② 人件費と加算額の差額50円（350円－300円）は利用者に負担を求めることはできないが食事代に含めて算定
- ③ 300円（食材料費250円＋人件費と加算額の差額50円）を利用者負担としていた

低所得者については、食事のうち人件費相当分を報酬に加算することで、食事にかかる実費負担については食材料費のみ徴収できることとしているので、加算額が人件費に満たない場合に、当該不足額を低所得利用者に転嫁することは認められません。

※2 障害児通所支援等においては、「その他日常生活費」として送迎に関する費用の徴収は認められていないことに留意してください。また、重要事項説明書・運営規程にも送迎に関する費用の記載がないか確認し、必要に応じて修正及び変更の届け出を行ってください。

※3 共益費はあいまいな名目であるため、適切ではありません。利用者に支払いを求める場合は、明確な名目を定め、具体的な内訳や内容を説明し、同意を得るようにしてください。

【平24条例第53号第105条】

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

【平24県規則第61号第25条】

条例第百五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品費
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

※ 短期入所の基準を例示

【平18厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」】

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、低所得者等(※)については、食材料費に相当する額とすること。

※ 告示記載を省略し、低所得者等と記載

【平18障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」】

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

(1) 略

(2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

(1) 略 (2) 略

(3) 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用(送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。)

【平24障発0330第31号「児童通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」】

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

(1) 略 (2) 略

※上記(3)に相当する記載無し

⑦ 個別支援計画について（全事業共通）

I 作成者

・ 個別支援計画の作成に関する業務は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が行うこと。

・ 計画の作成について、サービス管理責任者が主体となって行っていることを明確にしておくこと。

→ 実地指導での事例・・・支援員等の担当職員が計画を作成している。

計画作成者名欄に別の担当職員の氏名が記載されている等、書類上そのことが明確でない。

【平24条例第53号第60条】

指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

※ 療養介護の基準を例示

II アセスメントの実施

・ アセスメントに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行うこと。

・ アセスメントを実施した際は、漏れなく記録を残しておくこと。

・ 利用者に対してアセスメントを行った場合は、日付を記載すること。

→ 実地指導での事例・・・アセスメントをサービス管理責任者以外の職員が担当している事例が見受けられた。

アセスメントを実施した記録が残されていなかった。

【平24条例第53号第60条】

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

※ 療養介護の基準を例示

Ⅲ 計画の原案作成

- ・ サービス管理責任者は、計画の原案を作成すること。
- ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービス提供する上での留意事項等について記載すること。

→ 実地指導での事例・・・計画の原案を作成せず、担当者会議を行っていた。

サービス管理責任者はアセスメントの結果に基づき、必要項目を盛り込んだ計画の原案を作成する必要があります。

その原案について担当者に意見を求める場が担当者会議です。必ず原案作成後に担当者会議を開催して下さい。

【平24条例第53号第60条】

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。

※ 療養介護の基準を例示

Ⅳ 担当者会議の開催（居宅サービスを除く）

- ・ 計画の作成や見直しに当たっては、サービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催すること。（テレビ電話等を活用しての実施も可）
 - ・ 計画の作成に係る会議を開催した際は、協議の内容等を記録に残しておくこと。
- 実地指導での事例・・・担当者会議を開催していなかった。

サービス管理責任者は計画作成に当たっては、計画の原案の内容について意見を求めるための担当者会議を開催することが求められています。

計画作成に係る担当者会議を開催した際は、開催日、参加担当者、会議の検討内容等を記録しておくようお願いします。

【平24条例第53号第60条】

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

※ 療養介護の基準を例示

V 計画の説明と同意及び交付

- ・サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対して計画の内容を説明すること。
 - ・サービス管理責任者は、文書により計画の内容について同意を得ること。
 - ・サービス管理責任者は、計画を作成したときは、利用者に交付すること。
- 実地指導での事例・・・サービス管理責任者が利用者に対して計画内容の説明と同意及び計画の交付をしていなかった。

計画を作成した際は、利用者又はその家族に対して計画内容の説明と文書による同意及び計画の交付をしておくようお願いします。

【平24条例第53号第60条】

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

※ 療養介護の基準を例示

VI モニタリングの実施

- ・サービス管理責任者がモニタリングを行うこと。
 - ・定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 実地指導での事例・・・モニタリングの記録がなかった。

サービス管理責任者は、計画の作成後、計画の実施状況を把握することが求められており、実施状況等によっては必要に応じて計画の見直し・変更を行わなければいけません。

【平24条例第53号第60条】

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。

【平24県規則第61号第11条】

モニタリングの実施は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

※ 療養介護の基準を例示

計画作成に関する業務（アセスメント、計画の原案の作成、担当者会議の開催、モニタリング等）はサービス管理責任者が行う業務です。

必ずサービス管理責任者が担当するとともに、書類上もサービス管理責任者が担当したことを明確にして、記録に残してください。各業務について実施した書類（記録）がなければ「実施していない」という判断となることもありますのでご注意ください。

- もし個別支援計画を作成しない状態でサービスを提供していたら……
 - ◎ 個別支援計画未作成減算に該当する場合、所定単位数の70%を算定することになります。
 - ◎ 3月以上連続して個別支援計画未作成減算に該当する場合、所定単位数の50%を算定することになります。
 - ◎ 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消された月の前月まで減算が算定されます。
 - (1) サービス管理責任者によって個別支援計画が作成されていないこと。
 - (2) 指定障害福祉サービス基準等に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

⑨ 職場におけるハラスメントについて（全事業共通）

- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発すること。
- 職場におけるハラスメントについて、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

令和3年度より、従業員の就業環境を守るため、職場での性的な言動又は優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための措置が義務付けられています。

事業所の規模や従業員数にかかわらず、①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等）を行ってください。

具体的なハラスメント対策については、下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

【平18厚令第171号第33条】

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

※ 居宅介護の基準を例示

⑩ サービスの提供の記録について（全事業共通 ※入所等による支援を除く）

- サービスを提供した際は、漏れなく利用者の確認を得ること。
- 実地指導での事例・・・サービス提供日ごとではなく、後日一括して確認を得ていた。

サービス提供をした際にはサービスの提供日、サービス提供時間、利用者負担額（送迎費、食事費等）等について記録し、利用者からその都度確認を得てください。

【平24条例第53号第20条】

1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

※ 居宅介護の基準を例示

⑪ 秘密保持等について（全事業共通）

- ・事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- 実地指導での事例・・・従業者と退職後の秘密保持について取り決め等を行っていなかった。

【平24条例第53号第37条第2項】

2 指定訪問系サービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じておかなければならない。

※ 居宅介護の基準を例示

⑫ 事故発生時の対応について（全事業共通）

- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録すること。
 - ・サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じて県、市町、当該利用者の家族等に報告をすること。
- 実地指導での事例・・・事故発生時の報告を県又は市町にしていない。

次の1から4の場合、事業者を指定する県又は市町及び事故にあった利用者の支給決定市町村等へ速やかに報告して下さい。

1 サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

※ 報告を要するケガの程度は外部の医療機関で治療を受けた場合を原則とし、事業者側の過失の有無を問いません。

2 食中毒及び感染症の発生

3 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生

4 その他、報告が必要と認められる事故の発生

【平24条例第53号第41条第1項】

1 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ※ 居宅介護の基準を例示

☆具体的な取扱いについては、石川県障害保健福祉課のホームページを参照ください。
障害福祉サービス事業者における事故発生時の報告の取扱いについて（平成25年3月8日障福第3520号）
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/jikohoukoku.html>

⑬ 非常災害対策について（療養介護等）

- ・ 消防計画及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画を策定すること。
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

→ 実地指導での事例・・・津波や風水害に対処するための計画が策定されていない。
定期的な避難訓練等を実施していない。

【平24条例第53号第72条】

2 指定療養介護事業者は、利用者の特性、当該指定療養介護事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に従業者に周知しなければならない。

※ 療養介護の基準を例示

【厚生労働省老健局通知「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」】

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

非常災害対策に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。

【具体的な項目】

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認 等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート(複数)、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

平成 29 年度に「水防法・土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(※)の管理者等は、避難確保計画の作成及び市町村長への報告、並びに避難訓練の実施が義務となりました。

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象となりますので、事業所
所在市町の地域防災計画をご確認ください。

この要配慮者利用施設の避難確保計画の点検に際しては、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（『水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル』の周知及び点検の実施について）（平成 29 年 6 月 19 日付け雇児総発 0619 第 1 号、社援保発 0619 第 1 号、障企発 0619 第 2 号、老推発 0619 第 2 号、老高発 0619 第 1 号、老振発 0619 第 1 号、老老発 0619 第 1 号、国水環防第 5 号、国水砂第 10 号）の別紙 2）の記載内容も参考にしてください。

⑭ 衛生管理について（浴槽を利用する全サービス）

- 浴槽水の残留塩素濃度が通常で 0.4mg/L 程度を保ち、最大でも 1mg/L を超えないようにすること。
- 浴槽水の残留塩素濃度を毎日測定し、結果を記録しておくこと。
- 浴槽水は年 1 回以上水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認すること。
- 循環配管は年 1 回程度洗浄・消毒すること。

→実地指導での事例・・・塩素濃度が適切でない。

塩素濃度測定、水質検査、洗浄・消毒を行っていない。

循環式浴槽等を採用している施設では、レジオネラ属菌等が増殖する可能性があるため、定期的な洗浄・消毒や適切な管理をお願いします。

【平 12 生衛発第 1811 号公衆浴場における衛生等管理要領Ⅲ 第 1 の 5(5)】

浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 0.4mg/L 程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 1mg/L を超えないよう努めること。結合塩素のモノクロアミンの場合には、3mg/L 程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から 3 年間保管すること。

【平 15 厚告第 264 号「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」】

三 維持管理上の措置

維持管理上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。

- 1 浴槽水は、少なくとも一年に一回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合など浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めること。

4. 変更の届出について

障害者総合支援法令に規定されている届出事由に変更が生じた際には、県への届出が必要になります。以下は各事業における届出を要する変更事由です。

変更の届出が必要な場合（障害者総合支援法第46条、同法施行規則第34条の23ほか）

	必要（添付）書類	行動支援	居宅介護	療養介護	生活介護	短期入所	重度包括支援	自立訓練		就労移行	就労継続		就労定着	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設	一般相談支援
								機能	生活		A型	B型					
1	事業所（施設）の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所（施設）の所在地（施設の設置の場所）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	届出者（設置者）の名称 届出者（設置者）の主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	届出者（設置者）の代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	届出者（設置者）の定款等（定款等は就労継続支援A型事業所に限る。）及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	提供する障害福祉サービスの種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	事業所の平面図並びに設備の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	従たる事業所の追加又は休止・廃止、若しくは移転	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○
10	共同生活援助の追加又は休止・廃止、若しくは移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
11	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
14	事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
15	事業の主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	運営規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	事業所の種別（併設型・空床型の別）	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
20	他の障害福祉サービス等を行う者との連携体制及び支援の体制の概要	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
21	利用定員	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
22	生活介護、療養介護又は施設入所支援の単位数	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
23	介護給付費等の請求に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	共同生活援助の種別（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用者型）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
25	連携する公共職業安定所等の名称	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

※上記以外の事項に変更があった場合は、石川県障害保健福祉課にお問い合わせください。

変更の届出が必要な場合（児童福祉法第21条の5の20、同法施行規則第18条の35ほか）

番号	変更があった事項	障害児通所							障害児入所		相談支援 障害児
		センター	児童発達支援 (センター以外)	児童発達支援	医療型 児童発達支援	デイサービス 放課後等	児童発達支援 居宅訪問型	訪問支援 保育所等	障害児入所 福祉型	障害児入所 医療型	
1	事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害児相談支援に係る変更届は各市町にお問い合わせください。
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	申請者(設置者)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	主たる事業所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	代表者の氏名又は住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	登記簿の謄本又は条例等(当該指定に関するものに限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること	—	—	○	—	—	—	—	○	○	
8	事業所(施設)の平面図又は設備の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	事業所(施設)の管理者の氏名又は住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名又は住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	障害児(入所・通所)費の請求に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約内容	○	○	○	—	—	—	○	○	○	

※上記以外の事項に変更があった場合は、石川県障害保健福祉課にお問い合わせください。

※**変更日ごと**に様式第2号(変更届出書)を提出してください。同一変更日であれば、一枚にまとめて提出しても構いません。

※「13 障害児(入所・通所)費の請求に関する事項」については、**毎月15日までに提出した場合は原則「翌月1日」から算定**できます。

16日以降に提出した場合は「翌々月1日」から算定します。有資格者や経験者の異動等で加算区分に変更が生じる場合も提出してください。

☆申請・届出については、石川県障害保健福祉課のホームページを参照ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/shinsei/shinsei-top.html>

障害者総合支援法第46条第1項(変更の届出等)

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、・・十日以内に、その旨を県知事に届け出なければならない。

5. 請求に関する指導事例から

① 欠席時対応加算について（生活介護等）

- ・利用者からの利用中止の連絡があった日や、当該利用者の状況及び実施した相談援助の内容を漏れなく記録しておくこと。

→実地指導での事例・・・利用を中止した旨の記録はあったが、利用者の状況や相談援助の内容の記録が残されていなかった。

当該加算は、利用者が急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定可能です。

【平 18障発第1031001号第2の2(6)⑨】

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

※ 生活介護の基準を例示

② 定員超過利用減算について（生活介護等）

- ・減算が発生した場合は直ちに算定できるよう、少なくとも月1回以上、利用状況等について確認を行うよう体制を整備すること。

→実地指導での事例・・・定員超過による減算が必要な状態であったが、事業所内で確認ができておらず減算が行われていなかった。

各サービスの定員超過については下記表のとおりとなりますので、ご確認願います。
また、定員超過が発生してしまうと、所定単位数の70%を算定することになりますのでご注意ください。

以下に該当する場合は当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算の対象となります。

対象サービス 減算の対象		障害福祉サービス事業者等		障害児通所支援事業者等	
		①生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	②療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援	③児童発達支援、医療型児童発達支援(指定医療機関を除く)、放課後等デイサービス、基準該当通所支援	④障害児入所支援(指定医療機関を除く)
1日当たりの利用実績	利用定員50人以下	利用者数>利用定員×150%	利用者数>利用定員×110%	利用者数>利用定員×150%	利用者数>利用定員×110%
	利用定員51人以上	利用者数>(利用定員-50)×125%+75	利用者数>(利用定員-50)×105%+55	利用者数>利用定員+(利用定員-50)×25%+25	利用者数>利用定員+(利用定員-50)×5%+5
直近の過去3月間の利用実績	利用定員11人以下	過去3月間の延べ利用者数>利用定員×過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ利用者数>利用定員×過去3月間の開所日数×105%	過去3月間の延べ利用者数>(利用定員+3)×過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ利用者数>利用定員×過去3月間の開所日数×105%
	利用定員12人以上	過去3月間の延べ利用者数>利用定員×過去3月間の開所日数×125%		過去3月間の延べ利用者数>利用定員×過去3月間の開所日数×125%	

③ 延長支援加算について(児童発達支援等)

- ・延長支援が必要なやむを得ない理由について、個別支援計画に記載すること。
→実地指導での事例・・・個別支援計画に記載されていない例が見受けられた。

障害児通所支援において延長支援加算を算定する場合は、個別支援計画に延長支援が必要なやむを得ない理由を記載しているか、確認して下さい。

【平 24 障発第 0330 号第 16 第 2 の 2(1)⑮】

エ 保育所等の子育て支援にかかる一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

※ 児童発達支援の基準を例示

④ 児童指導員等加配加算について(児童発達支援等)

- ・基準上配置すべき従業者の員数を満たしたうえで加配職員を置いた場合に算定する加算のため、必要に応じて過誤調整を行うこと。
→実地指導での事例・・・児童発達支援管理責任者や、児童指導員の配置基準を満たしていないにもかかわらず当該加算を算定していた。

当該加算は、人員配置基準を満たしていることが前提となっております。人員欠如に該当する場合は算定できなくなりますのでご注意ください。

6. 虐待等に関する指導事例から

① 虐待防止のための取り組み（全事業共通）

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報すること。

→実地指導での事例・・・虐待防止委員会の設置等を行っておらず、虐待防止のための体制整備が不十分であった。
虐待防止等のための研修が行われていなかった。
虐待防止のためのマニュアルなどが作成されておらず、発見した場合の職員の対応や連絡体制が不明確であった。
虐待防止のための担当者が配置されていなかった。
虐待が疑われる事案が発生したにも関わらず市町への報告がなされていなかった。

【平24条例第53号第41条2】 ※令和4年度より義務化

- 1 当該居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 当該居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【平18障発第1206001号第3の3(31)】

- ③ 従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

※ 居宅介護の基準を例示

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】

Ⅲ 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります（虐待防止法第16条）。
「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。

● 送迎時や夜間などにおける虐待防止の注意事項

送迎時や夜間支援時など職員と利用者の1対1の支援に対して監視の目が薄くなる場面では、虐待が発生しやすいことを認識し、虐待防止の措置をとることが重要です。特に異性の利用者に対しては性的虐待が発生しやすいことから、可能な限り、1対1での異性介助を避ける体制を整えて下さい。

また、送迎を行う際には、事故やトラブル防止のため、居宅等まで責任をもって利用者を送り届けるよう徹底するとともに、送迎や夜間支援を行う職員に対しても、虐待防止研修等を通じて個別の利用者の特性に応じた対応方法等の理解を得てください。

→実地指導での事例・・・送迎車両内で職員と利用者が2人きりとなり、性的虐待が発生してしまった。
送迎車両の運行管理ができていなかった。
送迎を行う職員が利用者の特性と対応方法を十分に理解していなかった。

また、放課後等デイサービスにおいては思春期の児童が利用しており、職員の見守りが不十分なことで児童間でのトラブル等が発生することもあるため、見守りが欠けることがないようにして下さい。

万が一虐待が確認された場合は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にし、利用者が安心できる環境づくりに努めます。また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行い、信頼の回復に努める必要があります。

② 身体拘束等の禁止（全事業共通）

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること。
- やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定すること。
- 身体拘束を行う場合は、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること。
- 身体拘束を行う場合は、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ること。

→実地指導での事例・・・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置等を行っておらず、組織として身体拘束等の必要性について検討していなかった。
身体拘束等の適正化のための指針などが作成されておらず、職員の対応等が不明確であった。
身体拘束等の適正化のための研修が行われておらず、支援方法が身体拘束等に該当することや、身体拘束等を行う場合の要件などを職員が理解していなかった。
身体拘束を行う場合に、必要な事項を個別支援計画に記載しておらず、利用者や家族からの同意を得ていなかった。

【平24条例第53号第36条の2】

- 1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 **※令和4年度より義務化**
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。

※ 居宅介護の基準を例示

【平18障発第1206001号第3の3(26)一部抜粋】

- ④ 当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

【平18障発第1206001号第3の3(26)】

- ③ 指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

※ 居宅介護の基準を例示

● 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束等の禁止について、以下の①～④に規定する基準を満たしていない場合は、利用者1人当たり1日5単位が所定単位数から減算となります。(②～④については令和5年4月1日から。)

- ① やむを得ず身体拘束を行った場合の必要事項の記録作成
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催と従業者への結果周知
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者に対する定期的な研修の実施

①～④に規定する基準を満たしていないことが確認された場合、速やかに、県に改善計画のご提出をお願いいたします。その後、確認された月から3月後に、改善計画に基づく改善状況を報告いただきます。基準を満たしていないことが確認された月の翌月から、改善状況を報告して改善が認められた月までの間について、減算が適用になります。

③ 預り金管理（共同生活援助等）

- 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を整えること。
- 印鑑と通帳を別々に保管し、複数の者により適切な管理が行われていることの確認が行える体制を整えること。

→実地指導での事例・・・保管依頼書等を作成していなかった。

作成した預り金管理規程に基づいて管理を行っていなかった。

【平18障発第1206002号】

5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
- (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
- (3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること 等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

7. 業務管理体制検査について

平成24年の障害者自立支援法（現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律123号））並びに児童福祉法（昭和22年法律164号）の改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務づけられました。

石川県では、届出のあった業務管理体制の整備内容及び運用状況を確認するため県に届出のあった全ての事業者を対象として、実地指導の際に業務管理体制の確認検査（一般検査）を実施してきました。今後、より多くの事業者に対して検査を行うため、平成30年度から書面による検査に変更しました。対象となる事業者には報告書等の提出を求める通知をお送りしますので、報告書等の提出をお願いします。

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

※届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	事業所が所在する市町
③ すべての事業所が同一指定都市（※）内に所在する事業者	指定都市 （※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。）
④ すべての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市 （金沢市）
⑤ ①から④以外の事業者	石川県

☆届出の詳細については、石川県障害保健福祉課のホームページを参照ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/gyoumunokanritaisei.html>